平成２３年（フ）第８６４４号
大阪市淀川区木川西１丁目12番20号
債務者　山口　　繁
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５５号
大阪府門真市幸福町７番14号
債務者　大畑　光次
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６６０号
大阪府吹田市岸部北４丁目26番１―104号
債務者　下西　順子（旧姓清村）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７７号
大阪市西区本田１丁目４番54―701号
債務者　井上　健人
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１３号
大阪市生野区巽北２丁目14番16―302号
債務者　野村　幸子（旧姓一谷）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３５号
大阪府東大阪市森河内西１丁目32番17号
債務者　土肥　義輝
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４号
大阪府豊中市栗ケ丘町19番16―201号
債務者　日村　文男
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７２号
大阪府箕面市桜１丁目５番１―201号
債務者　小波津次男
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１６号
大阪府門真市宮野町13番８―203号
債務者　寺西　公代
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８号
大阪府枚方市大峰南町30番10―506号
債務者　岩﨑清一郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０号
大阪府高槻市東五百住町３丁目２番１号
債務者　宮本　忠美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２号
大阪府大東市大野１丁目４番15号
債務者　西村　正則
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１号
大阪市住吉区遠里小野４丁目８番20号
債務者　本田　　恵（旧姓壺井）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８号
大阪市旭区赤川２丁目６番22号
債務者　富永　一海
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３１号
大阪府豊中市服部寿町２丁目18番８―203号
債務者　片岡　智己
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３６号
大阪府池田市井口堂３丁目４番35号　404
債務者　熊岡　実穂
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３７号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―203号
債務者　中村起世子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５号
大阪府茨木市玉櫛１丁目10番10―401号
債務者　澤井こと　金丸末代子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部